平成２１年（フ）第４９３号
埼玉県本庄市寿３丁目11番37号
債務者　木澤　一夫
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４９４号
埼玉県比企郡小川町大字角山28番地３
シェットサクラヴィアⅠ―202号
債務者　片江　竜次
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５１８号
埼玉県本庄市日の出１丁目10番４号
債務者　内田　朱美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５２６号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3875番地16
債務者　宮坂　定幸
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２２号
北海道網走市南９条西４丁目５番地
債務者　佐藤　克憲
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
福島県いわき市三和町下市萱字滝ノ上111番地の５
債務者　折田　悦夫
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３２９号
群馬県高崎市箕郷町上芝470番地７
債務者　西山　謙一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第７７６号
神奈川県厚木市三田779番地１　ダイアパレス本厚木第２―209
債務者　新谷　　真
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７７７号
神奈川県平塚市長持479番地の５
債務者　鐘尾　秀朝
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８１０号
神奈川県厚木市元町６番６―704号
債務者　佐藤　和宏
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８１３号
神奈川県足柄上郡大井町金子948番地12
ビューラー大井102号室
債務者　鈴木　松男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８１４号
神奈川県小田原市東町５丁目８番12号
債務者　藤本恵美子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８２６号
神奈川県厚木市緑ヶ丘１丁目11番10号　ファミーユハウス201、旧住所神奈川県厚木市みはる野２丁目21番18号　ミモザコート201
債務者　冨田久美子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２２８号
岐阜県多治見市赤坂町８丁目86番地の16
債務者　榊原　　修
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２３２号
岐阜県瑞浪市土岐町5748番地　今井公一方
債務者　鈴木佐江子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２４７号
岐阜県土岐市妻木町1849番地28、住民票上の住所岐阜県土岐市妻木町1813番地の７
債務者　鈴木　佳江
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２４９号
岐阜県土岐市駄知町1838番地の13
債務者　正村　髙宏
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第７８号
京都府福知山市土師新町４丁目60番地の２
債務者　田畑美津子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係